

令和4年7月14日

警報発令時の対応について

京丹後市立高龍小学校

- ◎ 波浪・高潮警報を除く警報発令時の対応については、原則として以下のようにさせていただきます。
- 1 午前7時現在、京丹後市に警報が発令されている場合には、自宅待機とする。
 - 2 午前7時を過ぎ、午前8時30分までに警報が発令された場合も、自宅待機とし、すでに登校中の児童には、学校が安全に帰宅及び自宅待機ができるように指示をする。
 - 3 午前8時30分までに警報が解除になった場合には、学校の判断により、始業時刻を決定して授業を実施する。
 - 4 午前8時30分現在、警報が継続する場合には午前中休校とし、給食は行わない。
 - 5 午前8時30分から午前10時30分までの間に警報が解除された場合は、午後の授業を実施する。始業時刻は学校で判断し連絡する。
 - 6 午前10時30分に警報が解除にならない場合には、1日休校とする。
 - 7 授業の途中で警報が発令され、下校させる場合は一斉下校とする。
- ※ 3，5の場合の登校時刻は、裏面のスクールバス時刻表と徒歩通学児童出発時刻表に従って、登校する。
- ※ 始業時刻等についての学校からの連絡は、PTAメール・ホームページで行う。